

Ⅳ 平成28年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませますと、平成27年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

これからは、平成28年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

1 平成28年から変わる事項

1-1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入され、平成27年10月から個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

(1) 個人番号及び法人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等^(注)に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。法人の支店・事業所等や個人事業者等には指定されません。

(注) 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などをいいます。

(2) 源泉徴収事務での取扱い

イ 扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与の支払者は、平成28年1月以後^(注1)、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」^(注2)の提出を受ける必要があります。また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります^(注3)。

(注) 1 平成27年12月以前であっても、給与所得者等の個人番号が記載された「平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けても差し支えありません。

2 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」、「給与所得者の配偶者特別控除等申告書」及び「給与所得者の保険料控除申告書」についても同様です。

3 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に交付しても差し支えありません。

【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の記載例】

平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 京橋	給与の支払者の名称(氏名) 東京国税商事 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 コクセイ タロウ 国税 太郎	生年月日 45年 1月 20日	配偶者の有無 無	扶 養 支 払 者 の 印 鑑 の 捺 印 を こ の 申 告 書 に 貼 付 し て く だ さ い。
税務署長 千代田 市 区 長	給与の支払者の法人(個人)番号 9876543210987	あなたの個人番号 123456789012	あなたの住所又は居所 東京都千代田区霞ヶ関3-XX-X	あなたの職別 本人	
あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、傷病者、学生、勤労学生いずれにも該当しない場合には、提出する必要はありません。	あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、傷病者、学生、勤労学生いずれにも該当しない場合には、提出する必要はありません。				
区分等 A 控除対象配偶者	氏名及び個人番号 国税 花子 234567890123	生年月日 49-10-18	住所 東京都千代田区霞ヶ関3-XX-X	勤月日及び事由 28年中に異動があった場合に記載してください。 (以下同じ。)	この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告書」に基づいて作成してください。
1	国税 一郎 456789012345	子	同上	同上	
2	国税 次郎 567890123456	子	同上	同上	
3		子	同上	同上	
主たる給与から控除を受ける B 扶養親族 (16歳以上) (平13.1.1以降生)	氏名及び個人番号 同上	生年月日 同上	住所 同上	勤月日及び事由 同上	
16歳未満の扶養親族 (平13.1.2以降生)	氏名及び個人番号 同上	生年月日 同上	住所 同上	勤月日及び事由 同上	

①「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

□ 本人確認の実施

給与の支払者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合は、**本人確認**として、提供を受ける番号が正しいことの確認（**番号確認**）^(注1)と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認（**身元確認**）^(注2)を行う必要があります。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）^{*}
^{*} 給与の支払者が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2種類必要です。

なお、給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみとなります（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります^(注3)）。

(注) 1 番号確認については、上記書類等で確認するほか、一度本人確認を実施の上作成した特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報データベース）を参照することにより確認することも認められています。

2 身元確認については、番号の提供をする者が従業員であり、採用時等に一度本人であることの確認を行っている場合には、本人を対面で確認することにより身元確認書類の提示を受けることは不要です。

3 扶養親族等の本人確認のうち、身元確認については、給与所得者がその扶養親族等を対面で確認することにより、身元確認書類の提示を受けることは不要です。

ハ 源泉徴収票への番号記載

平成28年1月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要があります。

(3) 個人番号を扱う際の留意点

イ 取得・利用・提供の制限

個人番号は、社会保障や税に関する手続など法令に定められた事務を処理する必要がある場合以外は、取得・利用・提供をすることはできません。

ロ 保管・廃棄

個人番号は、社会保障や税に関する手続など法令に定められた事務を処理するのに必要がある場合に限り、保管することができます。また、社会保障や税に関する手続に必要ななくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

(注) 扶養控除等（異動）申告書については、提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する必要がありますので、その間は個人番号を保管することができますが、当該期間経過後は、できるだけ速やかに個人番号を廃棄又は削除する必要があります。

ハ 安全管理措置の実施

個人番号を取り扱う源泉徴収義務者は、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含みます。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要があります。

《社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の詳細やお問合せ》

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

- ・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-20-0178

^{*} ナビダイヤルは通話料がかかります。

《国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報》

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



1—2 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類の添付等義務化

非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、次のとおり、**親族関係書類**及び**送金関係書類**を提出又は提示しなければならないこととされました。

この改正は、**平成28年1月1日以後に支払われるべき給与等**について適用されます。

(1) 親族関係書類の提出又は提示

給与等の源泉徴収において、非居住者^(注)である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者^(注)（給与所得者）は、その適用を受ける旨を扶養控除等申告書等に記載（「非居住者である親族」欄に○印を付す等）した上で、その申告書等に「親族関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又はその申告書等の提出の際に「親族関係書類」を提示しなければならないこととされました。

(注) 「非居住者」とは、居住者以外の個人をいいます。また、「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人をいいます。

《親族関係書類》

次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者がその居住者（給与所得者）の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

※ 「親族関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も提出又は提示する必要があります。

(2) 送金関係書類の提出又は提示

年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者（給与所得者）は、扶養控除等申告書の「生計を一にする事実」欄等にその国外居住親族に対する送金額等を記載した上で、その申告書に「送金関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又はその申告書の提出の際に「送金関係書類」を提示しなければならないこととされました。

また、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者（給与所得者）は、配偶者特別控除申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して源泉徴収義務者に提出するか、又はその申告書の提出の際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示しなければならないこととされました。

《送金関係書類》

次の書類で、その居住者（給与所得者）がその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者（給与所得者）からその親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者（給与所得者）から受領したことを明らかにする書類

※ 「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も提出又は提示する必要があります。

《国外居住親族に係る扶養控除等の取扱いについて》

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」及び「国外居住親族に係る扶養控除等Q & A（源泉所得税関係）」を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

1—3 源泉徴収税額表の改正

平成28年分の所得税の計算において、給与収入1,200万円超の場合の給与所得控除額は230万円が上限とされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

平成28年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成28年分 源泉徴収税額表」を使用してください。

なお、「平成28年分 源泉徴収税額表」は税務署において配布するほか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）にも掲載しております。

2 実務上の留意事項

2—1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

ロ 給与の支払者は、「平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

（注） 一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

詳しくは「源泉徴収のあらまし」等を参照してください。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

（注） 受理した「平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

※ 平成28年1月以後に申告書が提出される場合は、個人番号が記載された申告書の提出を受ける必要があります。この場合、給与の支払者は、本人確認として番号確認と身元確認を行う必要があります。詳しくは、70ページ「1—1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入」を参照してください。

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「平成28年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

（注） 上記（1）のロ（注）及びハ（注）については、「平成28年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の場合も同様です。

※ 平成28年1月以後に申告書が提出される場合は、個人番号が記載された申告書の提出を受ける必要があります。この場合、給与の支払者は、本人確認として番号確認と身元確認を行う必要があります。詳しくは、70ページ「1—1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入」を参照してください。

(3) 住民税に関する事項

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

上記(1)の扶養控除等（異動）申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」と統合した1枚の様式となっています。

給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」欄に年齢16歳未満の扶養親族を記載することになりますので、給与の支払者は、申告書を受理した場合には、「住民税に関する事項」欄の記載が正しく行われているかどうかを確かめてください。

(注) 住民税に関する事項の問い合わせにつきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

※ 平成28年1月以後に申告書が提出される場合は、個人番号が記載された申告書の提出を受ける必要があります。この場合、給与の支払者は、本人確認として番号確認と身元確認を行う必要があります。詳しくは、70ページ「1-1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入」を参照してください。

2-2 源泉徴収簿の作成

(1) 給与の支払者において月々の給与に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、しかも、能率的に行うためには、一人一人から申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく帳簿が必要です。

そのため、税務署においては、その帳簿として源泉徴収簿を作成し、給与の支払者に配布していますので利用してください。

なお、この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したのですが、給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを利用して差し支えありません。

(2) 給与の支払を受ける各人ごとに、平成28年分の源泉徴収簿の次の各欄を記入します。

- ① 「所属」、「職名」、「住所」、「氏名」の各欄
- ② 「扶養控除等の申告」欄又は「従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄
- ③ 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄
- ④ 税額表の適用区分（左肩の「甲欄」、「乙欄」の表示）

(注) 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄には、平成27年分の源泉徴収簿の「翌年において還付する金額²⁸」欄又は「翌年に繰り越して徴収する金額³⁰」欄の金額を転記します。